

第36号議案

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

平成24年6月12日提出

中間市長 松下 俊男

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福岡県後期高齢者医療広域連合規約(平成 19 年 3 月 27 日 18 地第 6713 号許可)の一部を次のように改正する。

別表第 3 の備考 2 中「及び外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条に規定する外国人登録原票に登録された者の数を合算して得た数」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 3 の備考 2 の規定は、平成 25 年度以降の年度分の共通経費の人口割について適用し、平成 24 年度分までの共通経費の人口割については、なお従前の例による。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第 3(第 17 条関係)</p> <p>1 共通経費 (表は省略)</p> <p>2 医療給付に要する経費 (表は省略)</p> <p>3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村が納付すべき額) (表は省略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人口割については、前年度の 9 月 30 日現在における住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条に規定する住民基本台帳に記載された住民の数 _____ _____による。</p>	<p>別表第 3(第 17 条関係)</p> <p>1 共通経費 (表は省略)</p> <p>2 医療給付に要する経費 (表は省略)</p> <p>3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村が納付すべき額) (表は省略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人口割については、前年度の 9 月 30 日現在における住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条に規定する住民基本台帳に記載された住民の数及び外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条に規定する外国人登録原票に登録された者の数を合算して得た数による。</p>